消 防 特 第 196 号
令 和 8 年 11 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長 } 殿
非常備町村消防防災主管部局長

消防庁特殊災害室長
（ 公 印 省 略 ）

広域共同防災組織を設置することができる区域の変更に係る
防災体制について（通知）

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第 349 号）及び石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和８年政令第 350 号）が本日公布され、令和８年 11 月 14 日に広域共同防災組織を設置することができる区域の変更が行われます。

貴職におかれましては、広域共同防災組織を設置することができる区域の変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされますようお願いいたします。

政令第三百四十九号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「及び第十二号から第十四号まで」を「、第十二号及び第十三号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

理　由

広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第二地区について区域の縮小を行う必要があるからである。

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令　新旧対照条文　目次

○　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）……1

○　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）　（傍線の部分は改正部分）

改正案

別表第三（第二十二条関係）

| 区分 | 区域 |
| --- | --- |
| 第一地区 | （略） |
| 第二地区 | 区域令別表第七号、第十二号及び第十三号に掲げる地区の区域 |
| 第三地区 | （略） |
| 第四地区 | （略） |
| 第五地区 | （略） |
| 第六地区 | （略） |
| 第七地区 | （略） |

現行

別表第三（第二十二条関係）

| 区分 | 区域 |
| --- | --- |
| 第一地区 | 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第四号及び第六号に掲げる地区の区域 |
| 第二地区 | 区域令別表第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域 |
| 第三地区 | 区域令別表第十五号から第十七号までに掲げる地区の区域 |
| 第四地区 | 削除 |
| 第五地区 | 区域令別表第二十二号及び第二十三号に掲げる地区の区域 |
| 第六地区 | 区域令別表第二十四号、第二十九号及び第三十三号に掲げる地区の区域 |
| 第七地区 | 区域令別表第三十六号及び第三十七号に掲げる地区の区域 |

| | |
|---|---|
| 第八地区 | （略） |
| 第九地区 | （略） |
| 第十地区 | （略） |
| 第十一地区 | （略） |
| 第十二地区 | （略） |

| | |
|---|---|
| 第八地区 | 区域令別表第三十九号、第四十七号及び第四十八号に掲げる地区の区域 |
| 第九地区 | 区域令別表第四十四号、第四十九号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域 |
| 第十地区 | 区域令別表第五十一号から第五十五号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域 |
| 第十一地区 | 区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域 |
| 第十二地区 | 区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域 |

政令第三百五十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和七年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

別表第二号イを次のように改める。

イ　北海道勇払郡厚真町の区域のうち次の区域

⑴　字共和の区域のうち主務大臣の定める区域

⑵　字浜厚真の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第十五号を次のように改める。

十五　削除

別表第二十五号⑵中「区域　中央区日の出三丁目、竜が島一丁目、竜が島二丁目及び沼垂東二丁目から沼垂東六丁目までの区域」を「区域」に改め、「並びに中央区山木戸」を削り、同表第四十四号を次のように改める。

四十四　削除

別表第六十八号⑴中「大字一ノ洲、大字家島字一本木、字城ノ内、字渡場、字横合、字上西川、字東松浦、字内中州、字東中洲及び字飛島」を「大字一の洲」に改め、「字新田、字江ノ道及び」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正す

る。

別表第三第三地区の項中「別表第十五号から第十七号まで」を「別表第十六号及び第十七号」に改め、同表第九地区の項中「別表第四十四号、第四十九号」を「別表第四十九号」に改める。

理　由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、広野地区及び赤穂地区についてその指定を解除するとともに、苫小牧地区について区域の拡張を行う等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令　新旧対照条文　目次

○　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）……1
○　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）……3

○　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）　（傍線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 1・2　（略）<br>3　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和八年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。<br>別表<br>一　（略）<br>二　苫小牧地区<br>イ　北海道勇払郡厚真町の区域のうち次の区域<br>(1)　字共和の区域のうち主務大臣の定める区域<br>(2)　字浜厚真の区域のうち主務大臣の定める区域<br>ロ　（略）<br>三～十四　（略）<br>十五　削除<br>十六～二十四　（略）<br>二十五　新潟西港地区<br>新潟県新潟市の区域のうち次の区域<br>(1)　（略）<br>(2)　東区平和町、東臨港町、臨海町、臨港町三丁目、浜町、神明町、古湊町、秋葉通三丁目、末広町、上王瀬 | 1・2　（略）<br>3　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和七年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。<br>別表<br>一　（略）<br>二　苫小牧地区<br>イ　北海道勇払郡厚真町字共和の区域のうち主務大臣の定める区域<br>ロ　北海道苫小牧市の区域のうち次の区域<br>(1)　字静川及び字弁天の区域のうち主務大臣の定める区域<br>(2)　晴海町及び真砂町の区域　字沼ノ端及び字勇払の区域のうち主務大臣の定める区域<br>三～十四　（略）<br>十五　広野地区<br>福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼、字東原及び字東町の区域のうち主務大臣の定める区域<br>十六～二十四　（略）<br>二十五　新潟西港地区<br>新潟県新潟市の区域のうち次の区域<br>(1)　北区太夫浜及び松浜町字小麦畑の区域のうち主務大臣の定める区域<br>(2)　東区平和町、東臨港町、臨海町、臨港町三丁目、浜町、神明町、古湊町、秋葉通三丁目、末広町、上王瀬 |

町、鴎島町、榎、榎町、大山一丁目、松島一丁目から松島三丁目まで、東新町及び王瀬新町の区域

東区船江町一丁目、小金台、物見山二丁目、宝町、浜谷町一丁目、浜谷町二丁目、空港西一丁目、河渡字牛海道及び字浜谷内、秋葉通二丁目、臨港町二丁目、桃山町二丁目、下木戸、下木戸一丁目、山木戸、山木戸七丁目並びに山木戸八丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

二十六～四十三　（略）

四十四　削除

四十五～六十七　（略）

六十八　大分地区

大分県大分市の区域のうち次の区域

(1)　大字日吉原、大字青崎、大字一の洲、大字小中島

字中島、大字三佐字浜新地及び字仲洲、大字鶴崎字西浜、字塩田、字田ノ上、字向島、字家形、字前田、字平素麺、字池田、字長畑、字八反畑、字芳原、字前川及び字新堀並びに大字中ノ洲の区域のうち主務大臣の定める区域

(2)　（略）

六十九～七十四　（略）

町、鴎島町、榎、榎町、大山一丁目、松島一丁目から松島三丁目まで、東新町及び王瀬新町の区域　中央区日の出三丁目、竜が島一丁目、竜が島二丁目及び沼垂東二丁目から沼垂東六丁目までの区域　東区船江町一丁目、小金台、物見山二丁目、宝町、浜谷町一丁目、浜谷町二丁目、空港西一丁目、河渡字牛海道及び字浜谷内、秋葉通二丁目、臨港町二丁目、桃山町二丁目、下木戸、下木戸一丁目、山木戸、山木戸七丁目並びに山木戸八丁目並びに中央区山木戸の区域のうち主務大臣の定める区域

二十六～四十三　（略）

四十四　赤穂地区

兵庫県赤穂市加里屋字東沖手、字江戸及び字沖手の区域のうち主務大臣の定める区域　これらの区域と海岸線との間の区域

四十五～六十七　（略）

六十八　大分地区

大分県大分市の区域のうち次の区域

(1)　大字日吉原、大字青崎、大字一ノ洲、大字家島字一本木、字城ノ内、字渡場、字横合、字上西川、字東松浦、字内中洲、字東中洲及び字飛島、大字小中島字新田、字江ノ道及び字中島、大字三佐字浜新地及び字仲洲、大字鶴崎字西浜、字塩田、字田ノ上、字向島、字家形、字前田、字平素麺、字池田、字長畑、字八反畑、字芳原、字前川及び字新堀並びに大字中ノ洲の区域のうち主務大臣の定める区域

(2)　萩原都市下水路北岸、大分川派川裏川右岸及び海岸線で囲まれた区域

六十九～七十四　（略）

※　改正前欄の第二地区の項については、石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令による改正後のもの。

○　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

別表第三（第二十二条関係）

| 区分 | 区域 |
| --- | --- |
| 第一地区 | （略） |
| 第二地区 | （略） |
| 第三地区 | 区域令別表第十六号及び第十七号に掲げる地区の区域 |
| 第四地区 | （略） |
| 第五地区 | （略） |
| 第六地区 | （略） |
| 第七地区 | （略） |

改正前

別表第三（第二十二条関係）

| 区分 | 区域 |
| --- | --- |
| 第一地区 | 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第四号及び第六号に掲げる地区の区域 |
| 第二地区 | 区域令別表第七号、第十二号及び第十三号に掲げる地区の区域 |
| 第三地区 | 区域令別表第十五号から第十七号までに掲げる地区の区域 |
| 第四地区 | 削除 |
| 第五地区 | 区域令別表第二十二号及び第二十三号に掲げる地区の区域 |
| 第六地区 | 区域令別表第二十四号、第二十九号及び第三十三号に掲げる地区の区域 |
| 第七地区 | 区域令別表第三十六号及び第三十七号に掲げる地 |

| | |
|---|---|
| 第八地区 | （略） |
| 第九地区 | 区域令別表第四十九号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域 |
| 第十地区 | （略） |
| 第十一地区 | （略） |
| 第十二地区 | （略） |

| | |
|---|---|
| 第八地区 | 区域令別表第三十九号、第四十七号及び第四十八号に掲げる地区の区域 |
| 第九地区 | 区域令別表第四十四号、第四十九号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域 |
| 第十地区 | 区域令別表第五十一号から第五十五号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域 |
| 第十一地区 | 区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域 |
| 第十二地区 | 区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域 |